

農地・水保全管理支払 交付金事業	地域協議会 事業主体 活動組織	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
---------------------	-----------------------	--------------------

## 趣 旨

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農民生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の地域資源の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

また、これまで、「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」の実施により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、更に、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新や東日本大震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの施設の補修等を行う取組に対して支援する「農地・水保全管理支払交付金」に係る対策を実施する。

## 事業内容

### 1. 支援交付金

#### (1) 共同活動支援交付金に係る事業

[事業主体：地域協議会]

地域の農業者だけでなく、地域住民などの参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理及び農村環境の保全等に役立つ地域共同活動への支援を行うもの。

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日22農振第2261号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という）に定める協定に基づき5年以上継続して共同活動を行う活動組織に対して地域協議会が交付金を交付する。

#### (2) 向上活動支援交付金に係る事業[事業主体：活動組織]

地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動を行う活動組織を対象として、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組への支援を行うもの。

実施要綱に定める対象活動組織に対して、予算の範囲内において、向上活動を実施するために必要な経費について、交付金を交付する。

#### (3) 復旧活動支援に交付金に掛かる事業[事業主体：地域協議会]

東日本大震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの施設の補修等を行う取組への支援を行うもの。

#### ○復旧活動支援交付金

農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（平成23年11月21日23農振第1912号農林水産事務次官依命通知、以下「復旧実施要綱」という）に定める協定に基づき復旧活動を行う活動組織に対して地域協議会が交付金を交付するために必要な経費について交付金を交付する。

### 2. 推進交付金

#### (1) 農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業[事業主体：地域協議会，県，市町村]

本対策の定着に向けて、地域協議会，県及び市町村が行う共同活動支援交付金及び向上活動支援を円滑に実施するため、推進交付金を交付する。

## 採択基準

- (1) 実施要綱及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日22農振第2261号農林水産省農村振興局長通知）に定める地域協議会及び対象活動組織の体制が整備されていること。
- (2) 対象活動組織においては、市町村と必要な要件を満たす協定が締結されていること。
- (3) 事業実施期間：共同活動支援交付金 平成24年度～平成28年度（5か年）  
 向上活動支援交付金 平成23年度～平成28年度（6か年）  
 復旧活動支援交付金 平成23年度～平成25年度（3か年）  
 農地・水保全管理支払推進交付金 平成24年度～平成28年度（5か年）